

当麻町再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画 (区域施策編) 策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「当麻町再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する手続きを定めることとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

当麻町再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「当麻町再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務仕様書」（以下「仕様書等」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年1月24日まで

(4) 委託料上限額

令和5年度 11,385,000円（税込）

(5) その他

令和5年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の活用を予定している。

3. 参加資格

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑨の要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する。

- ③ 過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入業務及び、地域公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は計画案策定の履行実績があること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- ⑥ 当麻町暴力団排除条例（平成25年12月18日条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。
- ⑧ 当麻町工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。
- ⑨ その他、当該業務担当者との打ち合わせを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「2. 参加資格」(1)の①から③の条件を共同企業体として満たし、かつ④から⑨の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ① 参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書（様式3）を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
- ② 代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約完了までのスケジュールは次のとおり。

令和5年4月 3日（月）	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
4月10日（月）	参加申込関係書類の提出期限
4月10日（月）	企画提案の受付開始
4月11日（火）	質問の提出期限
4月17日（月）	企画提案関係書類の提出期限
4月26日（水）	審査委員会での企画提案（以下「プレゼン」という。）
5月上旬	審査結果通知、受託優先候補者決定
5月下旬	委託契約締結（補助金交付決定後）

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3サイズを用いても良いものとする（その際A4サイズに折り込んで提出すること）。

(1) 参加申込関係書類

① 提出書類

- ア. 参加申込書（様式1）
- イ. 履歴事項全部証明書 ※発行後3カ月以内
- ウ. 財務諸表（過去3期分）
- エ. 納税証明書（未納がないことが確認できるもの）直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市町村税（本社所在地の法人市町村民税及び固定資産税）
- オ. 会社概要（様式2）
- カ. 業務実績表 ※任意様式
- キ. 業務委託共同企業体協定書（様式3） ※共同企業体の場合のみ

② 提出期限

令和5年4月10日（月） 午後5時（必着）

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により当麻町へ提出（提出先は最終項目に記載）

(2) 企画提案関係書類

① 提出書類

- ア. 企画提案書のかがみ（様式4） 1部
 - イ. 実施体制（任意様式） 11部
 - ウ. 工程表（任意様式） 11部
 - オ. 同種・類似業務の実績 11部
 - カ. 企画の具体案・見積書 11部 ※50ページ以内
- ※仕様書に基づいて作成し、項目ごとに把握しやすいように配慮すること
- ※見積書も項目ごとに把握しやすいように配慮すること
- ※作成にあたってはイラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集を付ける等、専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

② 提出期限

令和5年4月17日（月） 午後5時（必着）

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により当麻町へ提出（提出先は最終項目に記載）。

（3）プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を簡易書留郵便または持参により当麻町へ提出すること。

（提出先は最終項目に記載）

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付期間

令和5年4月3日（月）から4月11日（火）午後5時

（2）提出方法

質問は、「質問票（様式6）」を作成し、Eメールにて当麻町へ提出。（提出先は最終項目に記載）

（3）当麻町は、質問書を受理後、Eメールにて5日以内に回答する。

7. 審査及び選定

当麻町職員で構成する「当麻町再エネ導入及び区域施策編策定支援業務公募型プロポーザル選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査をする。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

区分	審査項目	評価内容	配点	評価点	乗率
企画提案評価	実績・専門性	計画立案・ポテンシャル調査の実績が豊富であるとともに、コンサルティングに関する専門性を有しているか。	10	1～5	2
	業務推進体制	適切な体制が明示され、市の要請に対して迅速・柔軟に応じ得る体制がとられているか。	10	1～5	2
	スケジュール	各工程における作業期間や役割分担が具体的に示されているか。	5	1～5	1
	業務への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分あるかどうか。	5	1～5	1
	地域への理解	当麻町の特長・課題を的確に捉え、業務に結び付ける提案がされているか。	10	1～5	2
	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案がされているか。	5	1～5	1
	提案内容の実現性	調査・立案方法等が具体的かつ効果的な手法により実現性のある提案がされているか。	10	1～5	2
	先見性・将来性	脱炭素に関連する最新の動向や先進事例についての知見が豊富であるか。	5	1～5	1
	プレゼンテーション	分かりやすく説得力のある説明がなされ、委員からの質問にも的確に答えているか。	5	1～5	1
	追加提案	仕様書に記載の業務内容のほかに、提案上限額の範囲内で効果的な手法や魅力的な提案がされているか。	15	1～5	3
小計 (委員一人当たり)			80		

客観的評価	業務実績	過去5年間に求めている業務実績があるか。 (5件以上30点、3～4件20点、1～2件10点)	30
	価格点	価格点の満点 $\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$ (150点) × ※小数点以下四捨五入	150
小計			180

総合評価点	900
企画提案評価 (80点×委員9人=720点) + 客観的評価 (180点)	

評価点 5点 (特に優れている)・4点 (優れている)。3点 (普通)・2点 (劣っている)・1点 (特に劣っている)

(2) プレゼンに関する事項

※ 参加者数等により日時や実施方法変更の可能性あり。詳細は別途連絡

① 開催日時・会場

令和5年4月26日(水)、会場は当麻町役場を予定

② 参加人数 1提案者につき3名までとする。

③ 留意事項

プレゼンは30分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。プレゼンで仕様するプロジェクター及びスクリーンは当麻町が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。

(3) 受託優先候補者の決定

ア 審査委員会は、審査評価基準に基づき、最も優れた提案を行った応募者を最優秀応募者として選定する。町は、審査委員会において選定された最優秀応募者を受託優先候補者として決定する。

イ 提案者が一者となった場合、別途定める最低水準点を超えた場合のみ受託優先交渉権者として選定する。

ウ 審査委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により受託優先交渉権者を選定する。

8. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先(受託優先候補者)の特定

審査委員会により選定した受託優先候補者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、当麻町のホームページにて公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、受託優先候補者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ① 受託優先候補者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する。
- ② 受託優先候補者が、破産法による破産手続き開始の申し立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③ 受託優先候補者が、当麻町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④ 受託優先候補者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤ 受託優先候補者が、当麻町から指名停止の措置を受けている。
- ⑥ 受託優先候補者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦ その他の理由により、受託優先候補者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

当麻町の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様

本業務の仕様については、受託優先候補者の提出書類等に記載された内容を加味し、当麻町において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ① 見積書徴取の相手先として選定されなかった事業者に対しては、選定されなかった旨を、当麻町が電話もしくはEメールにて通知する。
- ② 選考(①)の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して3日(土・日曜日、祝祭日を含まない。)以内に、書面(様式自由、ただし規格はA4版)を持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)することにより、当麻町長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に仕様しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 審査結果についての意義申し立ては一切受け付けない。
- (5) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、当麻町と業務委託請負者で別途協議する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

1 1 . 問 い 合 わ せ ・ 書 類 等 提 出 先

当 麻 町 ま ち づ く り 推 進 課

住 所 : 〒 0 7 8 - 1 3 9 3 北 海 道 上 川 郡 当 麻 町 3 条 東 2 丁 目 1 1 番 1 号

電 話 : 0 1 6 6 - 8 4 - 2 1 1 1 (代 表)

FAX : 0 1 6 6 - 8 3 - 4 8 8 3

E メール : machidukuri@town.tohma.hokkaido.jp

担 当 : 横 山